

千代田町長選挙・千代田町議会議員選挙資料

選挙公営の手引

令和6年1月

千代田町選挙管理委員会

はじめに

この手引は、千代田町長選挙・千代田町議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担(選挙公営)を受ける場合の手続について記述したものです。

注 ・この公費負担経費は、候補者が供託物を千代田町に没収された場合には請求することができませんのでご留意ください。

・公費負担分の費用の請求は、選挙管理委員会が指定する日までに提出してください。

目 次

| | | |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | 公費負担(選挙公営)制度とは | 2 |
| 2 | 公費負担の種類 | 2 |
| 3 | 対象となる候補者 | 2 |
| 4 | 公費負担の限度額 | 3 |
| | (1) 選挙運動用自動車の使用 | 3 |
| | (2) 選挙運動用ビラの作成 | 3 |
| | (3) 選挙運動用ポスターの作成 | 4 |
| 5 | 選挙公営手続図 | 5 |
| 6 | 諸手続 | 6 |
| | (1) 契約締結と契約届出 | 6 |
| | (2) 確認申請 | 6 |
| | (3) 使用証明書・作成証明書の交付 | 6 |
| | (4) 費用の請求 | 7 |
| | (5) 事前審査・各種届出書類の提出日時 | 8 |
| 7 | 公費負担の手続き | 9 |
| | (1) 選挙運動用自動車の使用(ハイヤー・タクシーの借上げ) | 9 |
| | (2) 選挙運動用自動車の使用(自動車の借入れ) | 11 |
| | (3) 選挙運動用自動車の使用(燃料代) | 13 |
| | (4) 選挙運動用自動車の使用(運転手の雇用) | 15 |
| | (5) 選挙運動用ビラの作成 | 17 |
| | (6) 選挙運動用ポスターの作成 | 19 |
| 8 | 選挙公営手続一覧 | 20 |

公費負担(選挙公営)制度の概要

1 公費負担(選挙公営)制度とは

この制度は、千代田町長選挙及び千代田町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で、なおかつ供託物が没収されない候補者に限り、町が各契約業者等に直接その費用の支払をするものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、公職選挙法及び町の条例で上限額等の基準が定められています。公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

3 対象となる候補者

選挙公営制度において、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

●町長選挙における供託物没収点

$$\text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10}$$

(例)有効投票数5,000票の場合、得票数500票未満の場合は供託物没収となる。

●議会議員選挙における供託物没収点

$$\text{有効投票の総数} \div \text{議員定数} \times \frac{1}{10}$$

※千代田町の議員定数は12人

(例)有効投票数5,000票の場合、得票数41.666票未満の場合は供託物没収となる。(小数点第4位以下切り捨て)

4 公費負担の限度額

(1) 選挙用自動車の使用

| 区分 | | 上限額 |
|---------------------|--------------------------------------|---------------------------------|
| ① 一般運送契約 (ハイヤー等) | 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(1日1台に限る。) | 各日 64,500 円 5 日間 322,500 円 |
| ② その他の契約 | 自動車借入契約 | 各日 16,100 円 5 日間 80,500 円 |
| | 燃料供給契約 | 7,700 円×選挙運動日数 5 日間 38,500 円 |
| | 運転手雇用の契約 | 各日 12,500 円 5 日間 62,500 円 |
| | ②の 5 日間計 | |

※各日において、①又は②いずれかの契約に限り、公費負担の対象となります。

(2) 選挙運動用ビラの作成

| 選挙の区分 | 作成枚数の上限① | 作成単価の上限② | 公費負担額 |
|-------|----------|----------|------------------------------|
| 町長 | 5,000 枚 | 7 円 73 銭 | (実際の作成枚数と①を比較して少ない方の枚数) × |
| 議会議員 | 1,600 枚 | | (実際の作成単価と②を比較して少ない方の額) |

【例1】 町長選挙運動用ビラ5,000枚の作成を39,000円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、 $39,000円 \div 5,000枚 = 7円80銭$ になります。この場合は、作成単価が上限を超えているため、 $7円73銭 \times 5,000枚 = 38,650円$ が公費負担の対象となります。この額を超える分350円は候補者の負担になります。

【例2】 町長選挙運動用ビラ5,000枚の作成を35,000円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、 $35,000円 \div 5,000枚 = 7円$ になります。この場合は、作成単価は上限以下ですので、 $7円 \times 5,000枚 = 35,000円$ が公費負担の対象となります。

【例3】 議員選挙運動用ビラ1,600枚の作成を13,600円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、 $13,600円 \div 1,600枚 = 8円50銭$ になります。この場合は、作成単価が上限を超えているため、 $7円73銭 \times 1,600枚 = 12,368円$ が公費負担の対象となります。

【例4】 議員選挙運動用ビラ1,600枚の作成を10,000円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、 $10,000円 \div 1,600枚 = 6円25銭$ になります。この場合は、作成単価は上限以下ですので、 $6円25銭 \times 1,600枚 = 10,000円$ が公費負担の対象となります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

| 枚数の上限① | 単価の上限② | 公費負担額 |
|-----------------------|--|--|
| 52枚 (ポスター掲示場数×1.1) | (541円31銭×47か所+316,250円) ÷47か所(ポスター掲示場数) =7,271円(小数点以下切り上げ) | (実際の作成枚数と①を比較して少ない方の枚数) × (実際の作成単価と②を比較して少ない方の額) |

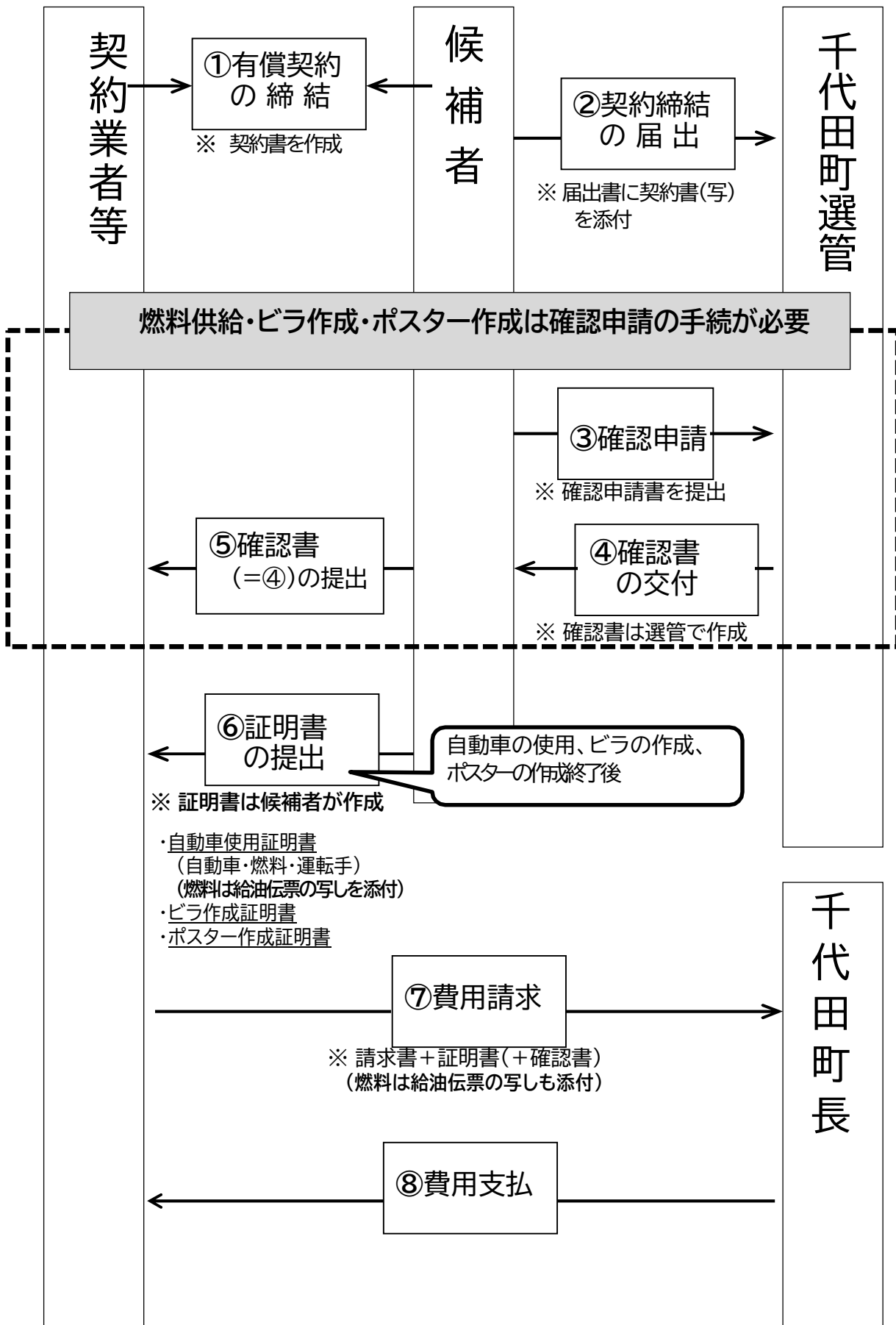
【例1】 選挙運動用ポスター60枚の作成を60万円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、 $600,000円 \div 60枚 = 10,000円$ になります。この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、 $7,271円 \times 52枚 = 378,092円$ が公費負担の対象となります。この額を超える分221,908円は候補者の負担となります。

【例2】 選挙運動用ポスター60枚の作成を30万円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、 $300,000円 \div 60枚 = 5,000円$ になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $5,000円 \times 52枚 = 260,000円$ が公費負担の対象となります。残りの8枚分40,000円は候補者の負担となります。

5 選挙公営手続図



6 諸手続

(1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届け出なければなりません。

- ア 届出先 千代田町選挙管理委員会
イ 届出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出の時
契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに
ウ 添付書類 各業者等との契約書の写し

注意事項

※「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。

※契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りません。

(2) 確認申請

下記アについて、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

ア 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の確認
- ・選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数(掲示場数×1.1)の確認

イ 確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書には、すでに確認を受けた金額(枚数)を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

ウ 確認申請書の提出先 千代田町選挙管理委員会

エ 確認書の交付

- ・申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・交付を受けた確認書は、直ちに業者に提出してください。
- ・確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(3) 使用証明書・作成証明書の交付

上記(1)の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用証明書」又は「作成証明書」を作成し、契約業者等に交付(1部)しなければなりません。

なお、この「使用証明書」「作成証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、千代田町が契約業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

ア 請求する際に必要な提出書類

| 区分 | | 必要書類 | 記載例 |
|--------------|----------------------------------|---|--------------------------------------|
| 選挙運動用自動車の使用 | 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合(ハイヤー等) | ① 自動車使用証明書(自動車)【様式第10号】 ② 自動車使用請求書【様式第15号】 ③ 請求内訳書(自動車)【様式第15号別紙その1】 | ①P22 ②P30 ③P31 |
| | 上記以外の契約による場合 自動車の借入れ | ① 自動車使用証明書(自動車)【様式第10号】 ② 自動車使用請求書【様式第15号】 ③ 請求内訳書(自動車の借入れ)【様式第15号別紙その2】 | ①P23 ②P32 ③P33 |
| | 燃料代 | ① 自動車燃料代確認書【様式第7号】 ② 自動車使用証明書(燃料)【様式第11号】 + 給油伝票の写し添付(給油年月日、自動車のナンバー、給油量、給油金額の分かるもの) ③ 自動車使用請求書【様式第15号】 ④ 請求内訳書(燃料代)【様式第15号別紙その3】 | ①P18 ②P24 ③P25 ③P34 ④P35 |
| | 運転手の報酬 | ① 自動車使用証明書(運転手)【様式第12号】 ② 自動車使用請求書【様式第15号】 ③ 請求内訳書(運転手)【様式第15号別紙その4】 | ①P26 ②P36 ③P37 |
| 選挙運動用ビラの作成 | | ① ビラ作成枚数確認申請書【様式第5号】 ② ビラ作成証明書【様式第13号】 ③ ビラ作成請求書【様式第16号】 ④ 請求内訳書(ビラの作成)【様式第16号別紙】 | ①P15 ②P27 ③P38 ④P39 |
| 選挙運動用ポスターの作成 | | ① ポスター作成枚数確認書【様式第9号】 ② ポスター作成証明書【様式第14号】 ③ ポスター作成請求書【様式第17号】 ④ 請求内訳書(ポスターの作成)【様式第17号別紙】 | ①P20 ②P28 ③P40 ④P41 |

イ 請求書の提出の際の注意

- ・支払方法は口座振込みで行いますので振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

ウ 請求書の提出先

- ・所在地 千代田町大字赤岩1895-1
- ・名称 千代田町選挙管理委員会事務局
- ・TEL 0276-86-2112
- ・FAX 0276-86-4591

エ 請求期限

- ・請求書は必要な添付書類を揃えて、選挙管理委員会が指定する日までに提出してください。

(5) 事前審査・各種届出書類の提出日時

ア 公営関係書類の事前審査

- ・各種契約届出書及び確認申請書等については、事前審査を行いますので、立候補届出書類事前審査の際にお持ちください。

イ 各種届出書類の提出日時

- ・立候補届出受付事務を速やかに行うため、選挙公営に関する各種届出は、選挙管理委員会が指定する日に手続してください。

7 公費負担の手続き

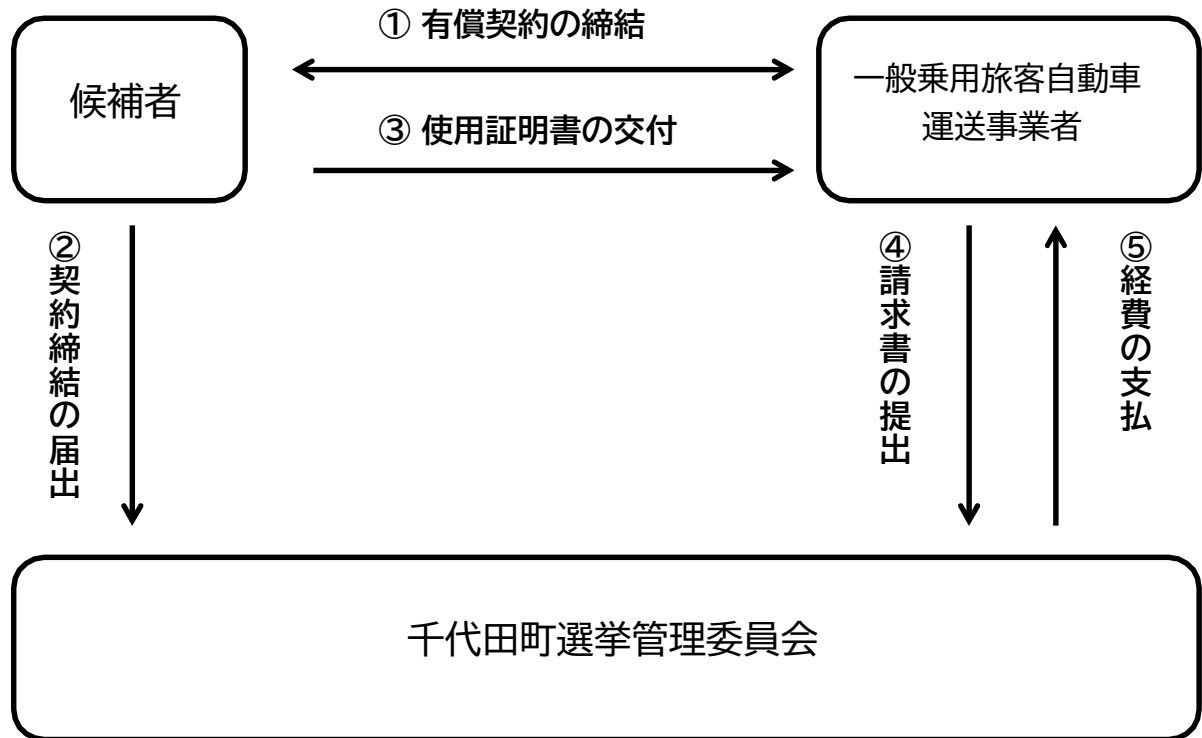
(1) 選挙運動用自動車の使用(ハイヤー・タクシーの借上げ)

※一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

| 提出時期 | 様式名 | 記載例 | チェック |
|-------|------------------------------|-----|------|
| あらかじめ | 契約書の写し | P2 | |
| | 自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】 | P9 | |
| 請求のとき | 自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号】 | P22 | |
| | 自動車使用請求書(一般運送契約) 【様式第15号】 | P30 | |
| | 請求内訳書(自動車) 【様式第15号別紙その1】 | P31 | |

選挙運動用自動車の使用
 (ハイヤー・タクシーの借上げ)
 ※一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約



| 順序 | 手続 | 必要書類【様式等】 | 添付書類 |
|----|-------------------------|--|---------|
| ① | 有償契約の締結 (候補者と運送事業者) | 選挙運動用自動車運送の一般運送契約書 (契約に関する書面)[記載例P2] | |
| ② | ①の契約締結の届出 (候補者⇒選管) | 自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】[記載例P9] | ①の契約書写し |
| ③ | 使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者) | 自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号】[記載例P22] | |
| ④ | 請求書の提出 (運送事業者⇒町長) | 自動車使用請求書(一般運送契約) 【様式第15号】[記載例P30] 【請求内訳書(別紙その1)】[記載例P31] | ③の使用証明書 |
| ⑤ | 経費の支払 (町長⇒運送事業者) | | |

(注)1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、千代田町選挙管理委員会で受け付けます。

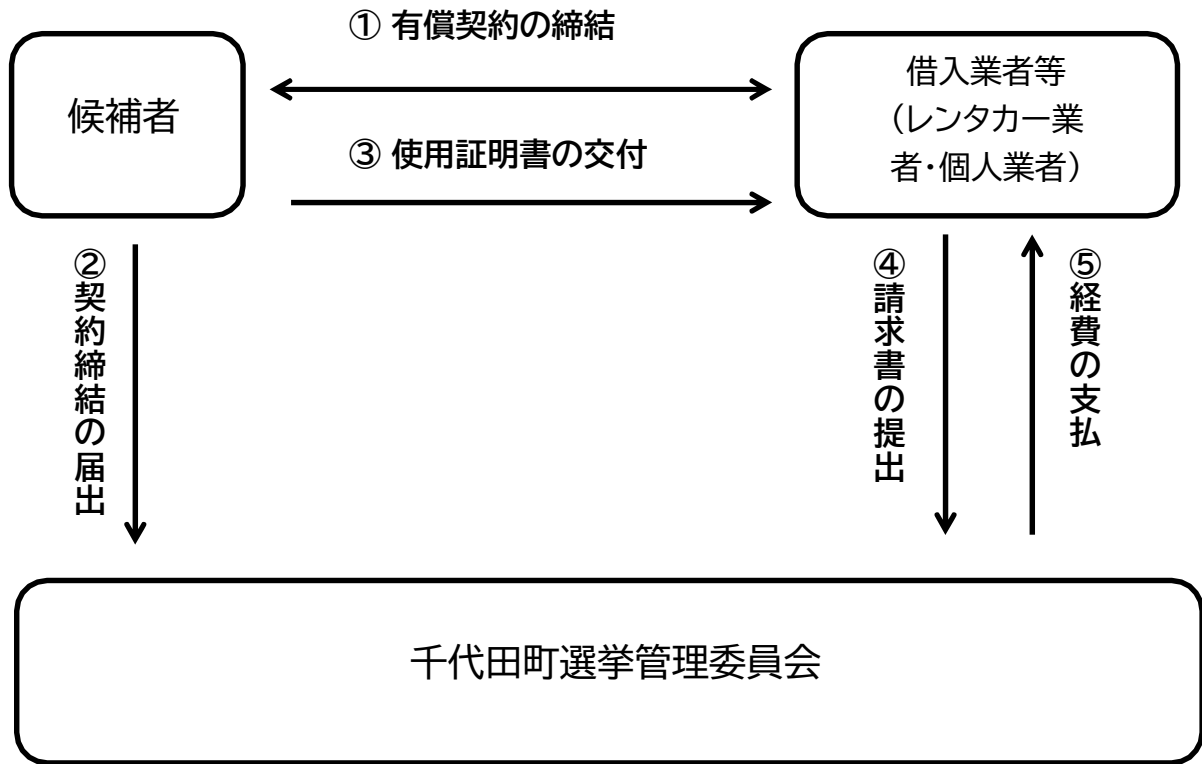
(2) 選挙運動用自動車の使用(自動車の借入れ)

※一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約以外の場合

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

| 提出時期 | 様式名 | 記載例 | チェック |
|-------|---------------------------------|-----|------|
| あらかじめ | 契約書の写し | P3 | |
| | 自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】 | P10 | |
| 請求のとき | 自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号】 | P23 | |
| | 自動車使用請求書(自動車賃貸借契約) 【様式第15号】 | P32 | |
| | 請求内訳書(自動車の借入れ) 【様式第15号別紙その2】 | P33 | |

選挙運動用自動車の使用
 (自動車の借入れ)
 ※個別契約



| 順序 | 手続 | 必要書類【様式等】 | 添付書類 |
|----|-------------------------|--|---------|
| ① | 有償契約の締結 (候補者と借入業者等) | 選挙運動用自動車賃貸借契約書 (契約に関する書面)[記載例P3] | |
| ② | ①の契約締結の届出 (候補者⇒選管) | 自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】[記載例P10] | ①の契約書写し |
| ③ | 使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等) | 自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号】[記載例P23] | |
| ④ | 請求書の提出 (借入業者等⇒町長) | 自動車使用請求書(自動車賃貸借契約) 【様式第15号】[記載例P32] 請求内訳書【別紙その2】[記載例P33] | ③の使用証明書 |
| ⑤ | 経費の支払 (町長⇒借入業者等) | | |

(注)1 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、千代田町選挙管理委員会で受け付けます。

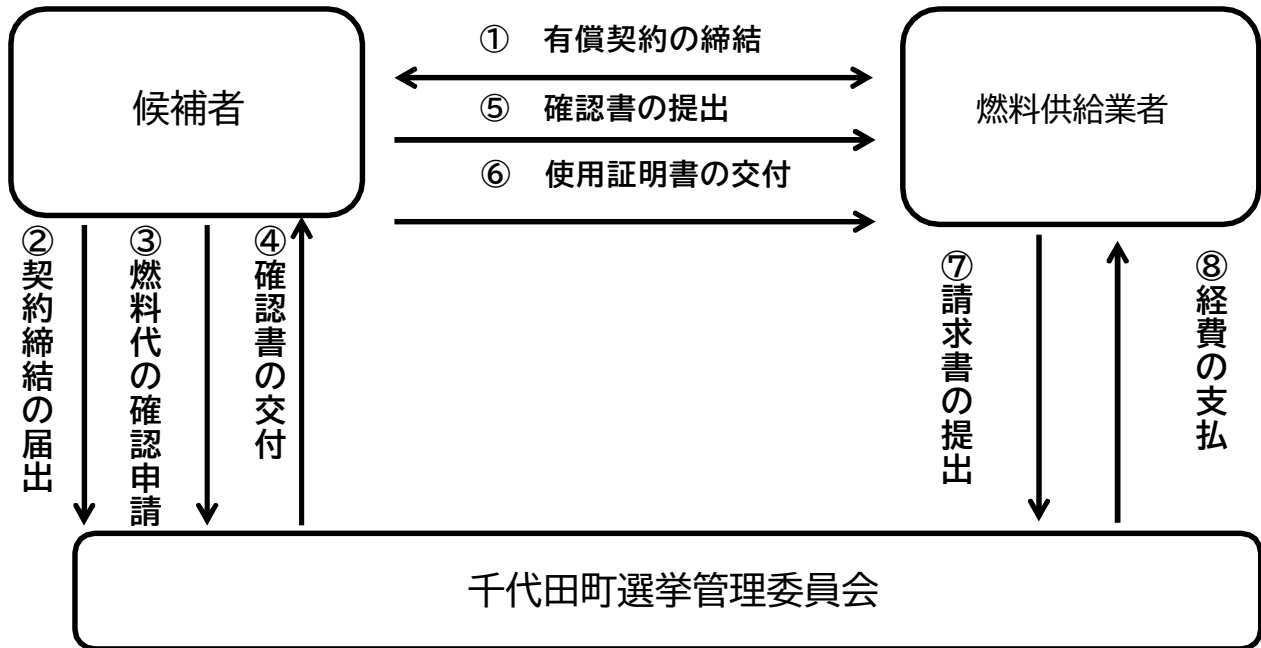
(3) 選挙運動用自動車の使用(燃料代)

※(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約以外の場合)

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

| 提出時期 | 様式名 | 記載例 | チェック |
|-------|--|-----|------|
| あらかじめ | 契約書の写し | P4 | |
| | 自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】 | P10 | |
| | 自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】 | P14 | |
| 請求のとき | 自動車燃料代確認書 【様式第7号】 | P18 | |
| | 自動車使用証明書(燃料) 【様式第11号】 | P24 | |
| | 給油伝票の写し(給油年月日、自動車のナンバー、給油量、給油金額の分かるもの) | P25 | |
| | 自動車使用請求書(自動車燃料供給契約) 【様式第15号】 | P34 | |
| | 請求内訳書(燃料代) 【様式第15号別紙その3】 | P35 | |

選挙運動用自動車の使用
(燃料代)
※個別契約



| 順序 | 手続 | 必要書類【様式等】 | 添付書類 |
|----|--------------------------|--|-----------------------------|
| ① | 有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者) | 選挙運動用自動車燃料供給契約書 (契約に関する書面)[記載例P4] | |
| ② | ①の契約締結の届出 (候補者⇒選管) | 自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】[記載例P10] | ①の契約書写し |
| ③ | 確認申請書の提出 (候補者⇒選管) | 自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】[記載例P14] | |
| ④ | 確認書の交付 (選管⇒候補者) | 自動車燃料代確認書 【様式第7号】[記載例P18] | |
| ⑤ | 確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者) | ④の確認書 | |
| ⑥ | 使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者) | 自動車使用証明書(燃料) 【様式第11号】[記載例 P24] | 給油伝票の写し [記載例 P23] |
| ⑦ | 請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長) | 自動車使用請求書(自動車燃料供給契約) 【様式第15号】[記載例P34] 請求内訳書(燃料代) 【様式第15号別紙その3】[記載例P35] | ④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し |
| ⑧ | 経費の支払 (町長⇒燃料供給業者) | | |

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、千代田町選挙管理委員会で受け付けます。

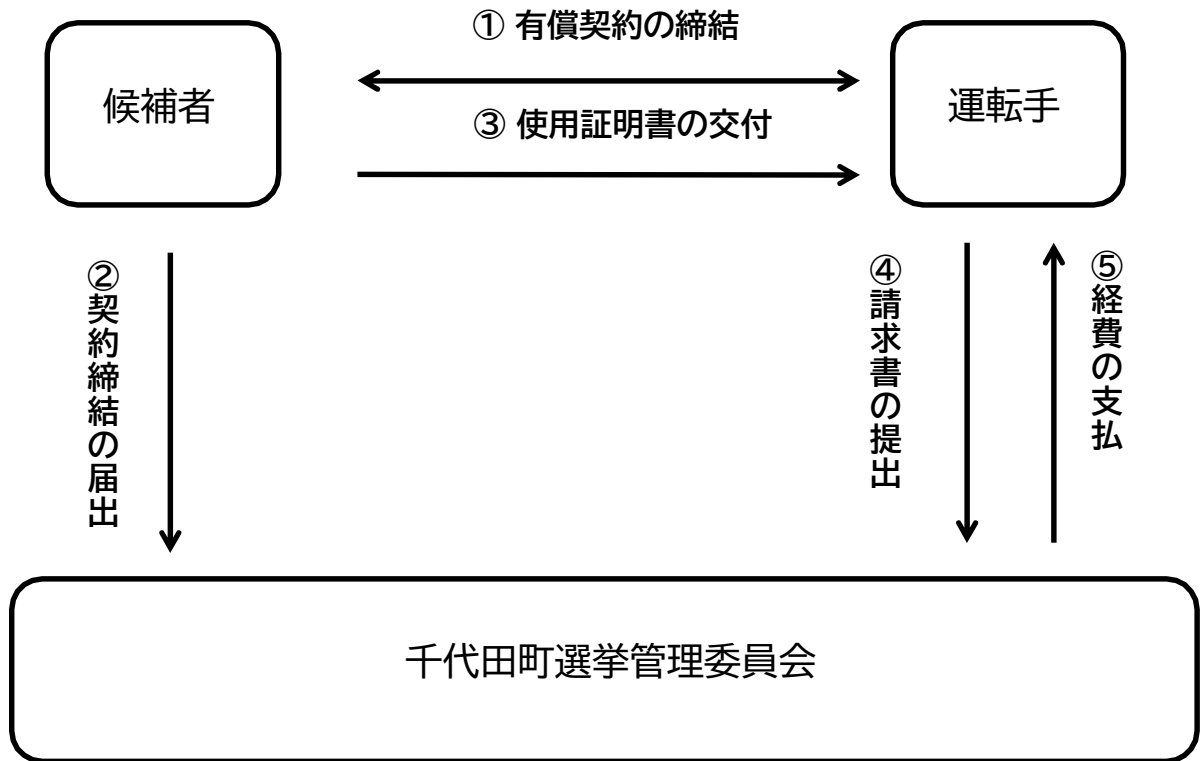
(4) 選挙運動用自動車の使用(運転手の雇用)

※一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約以外の場合

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

| 提出時期 | 様式名 | 記載例 | チェック |
|-------|--------------------------------|-----|------|
| あらかじめ | 契約書の写し | P5 | |
| | 自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】 | P10 | |
| 請求のとき | 自動車使用証明書(運転手) 【様式第12号】 | P26 | |
| | 自動車使用請求書(自動車運転手契約) 【様式第15号】 | P36 | |
| | 請求内訳書(運転手) 【様式第15号別紙その4】 | P37 | |

選挙運動用自動車の使用
 (運転手の雇用)
 ※個別契約



| 順序 | 手続 | 必要書類【様式等】 | 添付書類 |
|----|-----------------------|--|---------|
| ① | 有償契約の締結 (候補者と運転手) | 選挙運動用自動車運転手契約書 (契約に関する書面)【記載例P5】 | |
| ② | ①の契約締結の届出 (候補者⇒選管) | 自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】【記載例P10】 | ①の契約書写し |
| ③ | 使用証明書の交付 (候補者⇒運転手) | 自動車使用証明書(運転手) 【様式第12号】【記載例P26】 | |
| ④ | 請求書の提出 (運転手⇒町長) | 自動車使用請求書(自動車運転手契約) 【様式第15号】【記載例P36】 請求内訳書【別紙その4】【記載例P37】 | ③の使用証明書 |
| ⑤ | 経費の支払 (町長⇒運転手) | | |

(注)1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることはできません。

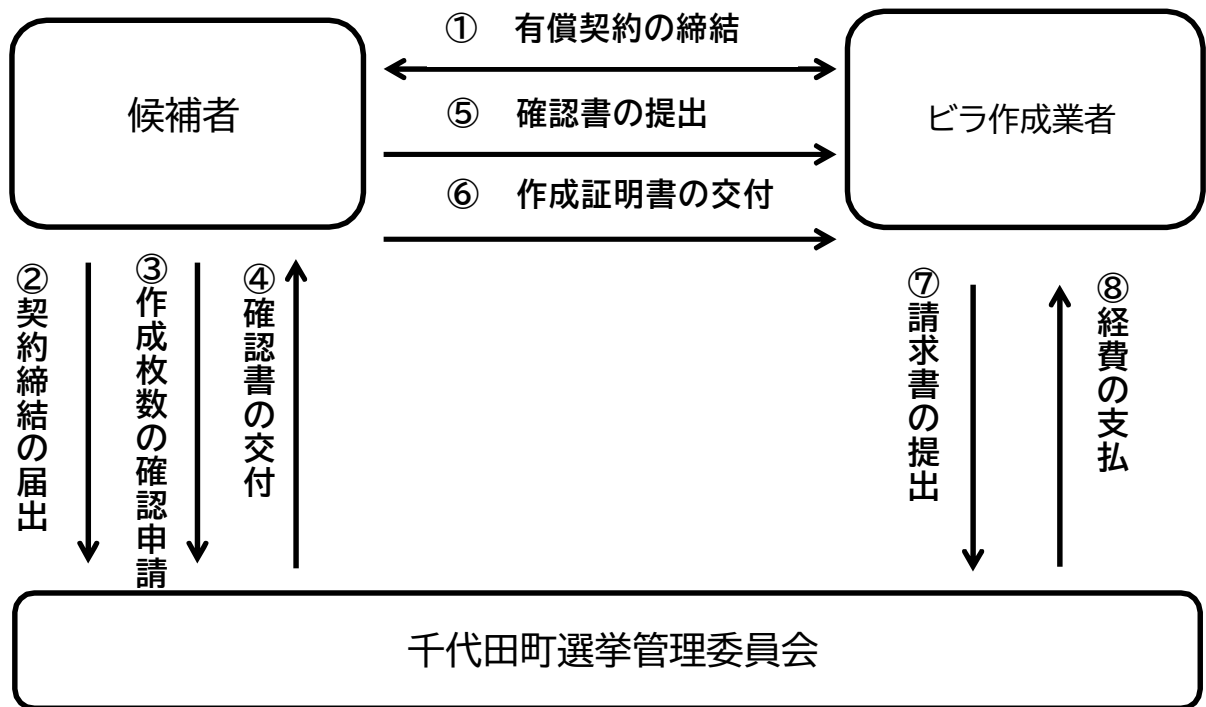
2 町長に対する上記の請求については、千代田町選挙管理委員会で受け付けます。

(5) 選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

| 提出時期 | 様式名 | 記載例 | チェック |
|-------|------------------------|-----|------|
| あらかじめ | 契約書の写し | P6 | |
| | ビラ作成の契約届出書 【様式第2号】 | P11 | |
| | ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】 | P15 | |
| 請求のとき | ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】 | P19 | |
| | ビラ作成証明書 【様式第13号】 | P27 | |
| | ビラ作成請求書 【様式第16号】 | P38 | |
| | 請求内訳書 【様式第16号別紙】 | P39 | |

選挙運動用ビラの作成



| 順序 | 手続 | 必要書類【様式等】 | 添付書類 |
|----|--------------------------|--|------------------|
| ① | 有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者) | 選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面)[記載例P6] | |
| ② | ①の契約締結の届出 (候補者⇒選管) | ビラ作成の契約届出書 【様式第2号】[記載例P11] | ①の契約書写し |
| ③ | 確認申請書の提出 (候補者⇒選管) | ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】[記載例P15] | |
| ④ | 確認書の交付 (選管⇒候補者) | ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】[記載例P19] | |
| ⑤ | 確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者) | ④の確認書 | |
| ⑥ | 作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者) | ビラ作成証明書 【様式第13号】[記載例P27] | |
| ⑦ | 請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町長) | ビラ作成請求書 【様式第16号】[記載例P38] 請求内訳書 【様式第16号別紙】[記載例P39] | ④の確認書 ⑥の作成証明書 |
| ⑧ | 経費の支払 (町長⇒ビラ作成業者) | | |

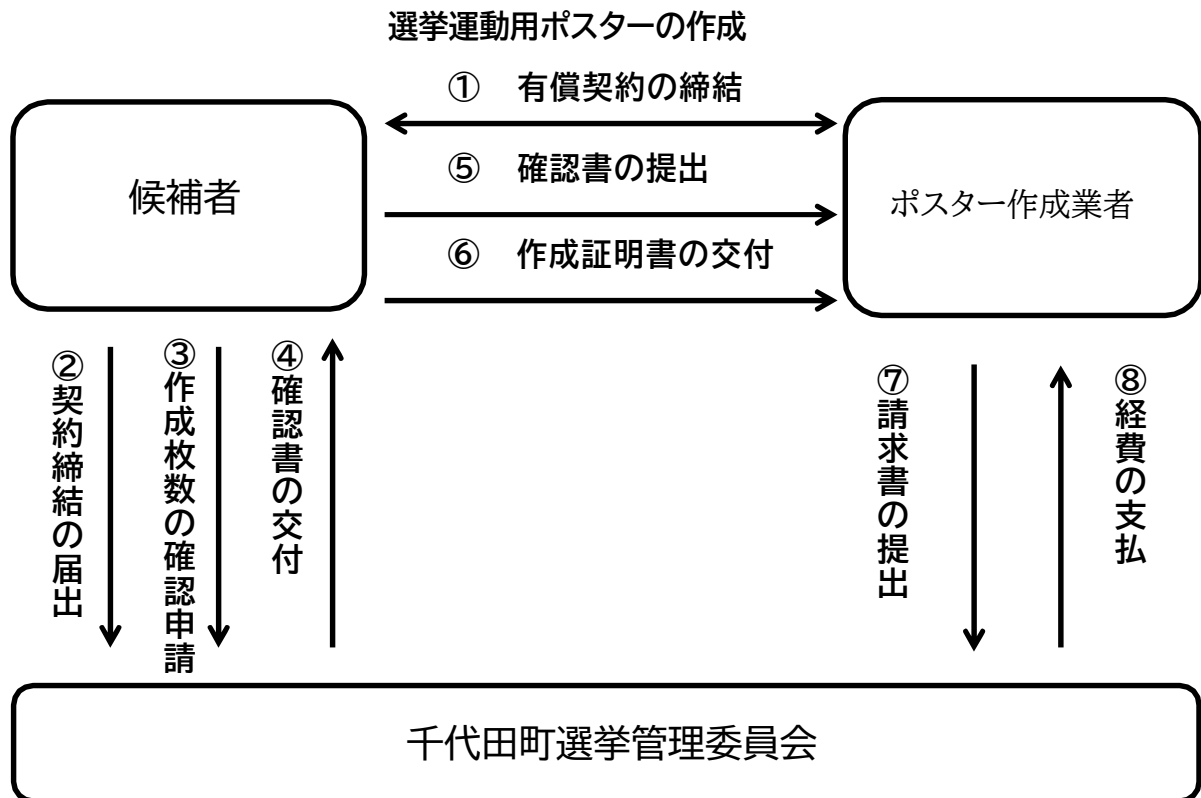
(注)1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、千代田町選挙管理委員会で受け付けます。

(6) 選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

| 提出 時期 | 様 式 名 | 記載例 | チェック |
|-----------------------|--------------------------|-----|------|
| あ ら か じ め | 契約書の写し | P7 | |
| | ポスター作成の契約届出書 【様式第3号】 | P12 | |
| | ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】 | P16 | |
| 請 求 の と き | ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】 | P20 | |
| | ポスター作成証明書 【様式第14号】 | P28 | |
| | ポスター作成請求書 【様式第17号】 | P40 | |
| | 請求内訳書 【様式第17号別紙】 | P41 | |



| 順序 | 手続 | 必要書類【様式等】 | 添付書類 |
|----|----------------------------|--|------------------|
| ① | 有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者) | 選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面)[記載例P7] | |
| ② | ①の契約締結の届出 (候補者⇒選管) | ポスター作成の契約届出書 【様式第3号】[記載例P12] | ①の契約書写し |
| ③ | 確認申請書の提出 (候補者⇒選管) | ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】[記載例P16] | |
| ④ | 確認書の交付 (選管⇒候補者) | ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】[記載例P20] | |
| ⑤ | 確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者) | ④の確認書 | |
| ⑥ | 作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者) | ポスター作成証明書 【様式第14号】[記載例P28] | |
| ⑦ | 請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町長) | ポスター作成請求書 【様式第17号】[記載例P40] 請求内訳書 【様式第17号別紙】[記載例P41] | ④の確認書 ⑥の作成証明書 |
| ⑧ | 経費の支払 (町長⇒ポスター作成業者) | | |

(注)1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、千代田町選挙管理委員会で受け付けます。

8 選挙公営手続一覧

(1) 立候補届出前

候補者と契約業者等

①有償契約の締結(契約書)

(2) 立候補届出以降

候補者から町選管へ

②契約締結の届出 自動車の使用の契約届出書(様式第1号)
ビラ作成の契約届出書(様式第2号)
ポスター作成の契約届出書(様式第3号)
※ 添付書類 ①の契約書の写し

③確認申請 ビラ作成枚数確認申請書(様式第5号)
ポスター作成枚数確認申請書(様式第6号)

確認後、町選管から候補者へ

④確認書の交付 ビラ作成枚数確認書(様式第8号)
ポスター作成枚数確認書(様式第9号)

候補者から契約業者等へ

⑤確認書の提出 ④で交付された確認書

(3) 選挙終了後

候補者から町選管へ

⑥確認申請 自動車燃料代確認申請書(様式第4号)

確認後、町選管から候補者へ

⑦確認書の交付 自動車燃料代確認書(様式第7号)

候補者から契約業者等へ

⑧確認書の提出 ⑦で交付された確認書

⑨証明書の提出 自動車使用証明書(自動車)(様式第10号)
自動車使用証明書(燃料)(様式第11号)
※ 燃料は給油伝票等の写しを添付
自動車使用証明書(運転手)(様式第12号)
ビラ作成証明書(様式第13号)
ポスター作成証明書(様式第14号)

契約業者等から町へ

⑩費用の請求 自動車使用請求書(様式第15号)
請求内訳書(自動車)(様式第15号別紙その1)
請求内訳書(自動車の借入れ)(様式第15号別紙その2)
請求内訳書(燃料代)(様式第15号別紙その3)
請求内訳書(運転手)(様式第15号別紙その4)
ビラ作成請求書(様式第16号)
請求内訳書(ビラの作成)(様式第16号別紙)
ポスター作成請求書(様式第17号)
請求内訳書(ポスターの作成)(様式第17号別紙)
※ 添付書類
・⑤、⑧確認書(ビラ、ポスター、燃料)
・⑨証明書添付
・給油伝票の写し(燃料)
・振込口座通帳の写し等(口座番号、振込名義等のわかるもの)